

テレビスポットを放送しています!

愛媛県消費生活センターでは、平成28年1月15日から3月22日まで、県内4民放テレビ局(株)あいテレビ、(株)愛媛朝日テレビ、(株)テレビ愛媛、南海放送(株)においてAタイムの時間帯でテレビスポットが放送されています。時間は15秒スポットで、各局13回放送しています。

顔ハメ看板篇、割り箸人形篇、マイナンバー篇の3種類があり、それぞれ最後には「相談しようピット!」のリズムが耳に残るテレビスポットとなっています。

出前講座を実施しています!

愛媛県では、自治会や老人会、高齢者サロン等地域や学校に出向いて、悪質商法の手口やその対策、身近な暮らしに関わるお金や契約の話など、消費者トラブルの未然・拡大防止に役立つ講座を実施しています。講師派遣に係る費用は無料です。消費者啓発用グッズや資料もお配りしています。詳しい内容や申し込みは下記の連絡先まで。

連絡先

- ◇県消費生活センター 消費者啓発係 …… ☎ 089-926-2603
- ◇県東予地方局 総務県民課 …… ☎ 0897-56-1300 (内線208)
- ◇県中予地方局 総務県民課 …… ☎ 089-909-8750
- ◇県南予地方局 総務県民課 …… ☎ 0895-22-5211 (内線208)



平成27年度 第2回 消費生活川柳 優秀作品決定!!

今回の優秀作品2作が右のとおり決定しました。
ご応募いただいた皆様どうもありがとうございました。

県消費生活センターでは、引き続き、消費者問題への関心を寄せていただくため、消費生活に関する川柳を募集しています。

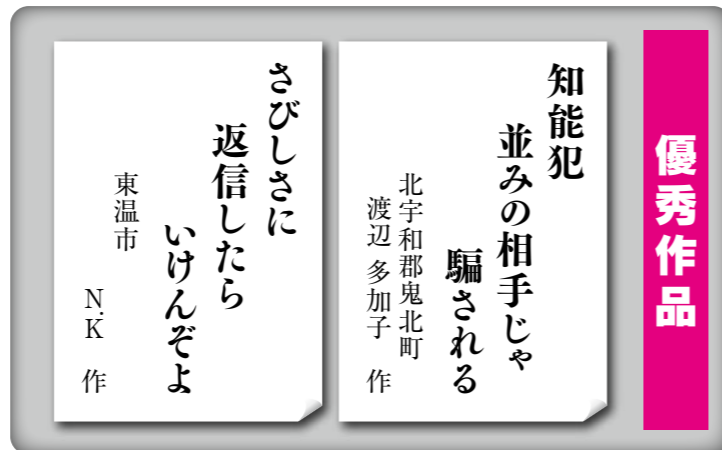
はがき・FAX・メールなどに、「作品」「住所」「氏名」「電話番号」をご記入の上ご応募ください。

優秀作は、次回の「えひめの暮らし」誌面にてご紹介いたします。

【応募先】

〒791-8014 松山市山越町450番地
愛媛県消費生活センター
FAX:089-946-5539
E-mail:seikatu-center@pref.ehime.jp

※ご応募いただいた作品は、一切の権利を愛媛県が有することとしますので、ご了承ください。



消費者トラブルで困った時は、一人で悩まず相談しましょう!

愛媛県消費生活センター 相談専用電話

相談時間 月・火・木・金 9:00~17:00
水 9:00~19:00(祝日・年末年始を除く)

☎ **089-925-3700**

消費者ホットライン

(お近くの相談窓口につながります)

い や や!
☎ **1 8 8**



発行: 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL:089-912-2336

愛媛県消費生活センター
〒791-8014 松山市山越町450番地
TEL:089-926-2603



愛媛県 No.175 平成28年3月号



キャッシュレス決済について



金融広報アドバイザー 星加 修

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を踏まえ、2014年12月にキャッシュレス決済(カード払いなど現金を使わない支払い)の普及について、内閣官房と関係5省庁の連名で対応策が発表されました。日本を訪れる外国の旅行客は年間1000万人を超えていますが、アンケートによるとクレジットカードが利用できなくて不便を感じたという回答が多かったことが背景にあります。今後、日本においてもキャッシュレス決済がさらに進展することが予想されますが、すでにトラブルの事例も増えています。キャッシュレス決済の種類や注意点などについて整理してみました。

主なキャッシュレス決済の種類としては、①クレジットカード、②プリペイドカード、③デビットカードが挙げられます。

①のクレジットカードは言わば「後払い方式」で、商品・サービスの購入後に利用者は預貯金口座から代金の支払いをします。基本は購入の翌月一括払いですが、分割払い、リボルビング払い(リボ払い)などさらに支払いを分割し先延ばしにすることも可能



コンビニで販売されているプリペイドカードの裏面。



(10ケタ程度の番号をパソコン、スマホに入力すると支払いに使える。)

です。分割払い、リボ払いにすると当面の支払いは少額で済みますが、金利に相当する「手数料」を払う必要があり、計画的な利用をすることが重要になります。

この点、②のプリペイドカードは言わば「先払い方式」で、まず初めにカードなどに金額をチャージしておきます。商品・サービスを購入時点でカードなどの金額(残高)から代金が差し引かれるという仕組みです。事前にチャージした金額を超える買い物はで

きないので、クレジットカードと違い、つつい支払い能力を超えた買い物をしてしまう心配はありません。

ところが、最近このプリペイドカードでのトラブルが多くなってきています。特に、サーバー型プリペイドカードでは、チャージされた金額の情報は、「カード」ではなく「サーバー」と呼ばれるカード発行会社のコンピューターシステムに記録されています。実際に買い物をする場合には、パソコンやスマートフォンからカードの裏面に記載された10ケタ程度の番号を入力することで、インターネットなどを使って支払いができます。番号だけで支払ができる便利さの反面、電話やメールでこの番号を相手に教えてしまって、チャージされた残高を盗まれてしまったり、相手に指示された番号にチャージしてしまってその金額をだまし取られるというトラブルが多発しています。

③のデビットカードは買い物をした時点で利用者の指定する預貯金口座から代金が差し引かれる、言わば「即時払い方式」のカードです。クレジットカード会社の多くがデビットカードも発行しており、カードの見た目も、店舗での使い方もクレジットカードと変わりません。イギリスでは2012年のロンドンオリンピックをきっかけにキャッシュレス決済の仕組みが大きく進展しました。オリンピックが終わった後もカード支払いをする人が増え続けていますが、クレジットカードよりもデビットカードを使う人の方が多いようです。預貯金口座の残高までしか使えませんが、クレジットカードと違って高校生や高齢者でも新規カードの発行ができ、今後日本でも利用が進むのではと予想されています。

ここで紹介したカードをはじめとするキャッシュレス決済は大変便利ですが、どの方法でもトラブルになるリスクがあります。しかしながら、現金支払いにもリスクはありますし、これからの社会では現金支払いだけでは不便を感じる場面が多くなるかも知れません。正しく理解して利用し、万が一トラブルに巻き込まれた場合には速やかにカード発行会社に連絡し、最寄りの消費生活相談窓口にご相談することを心掛けていただければと思います。



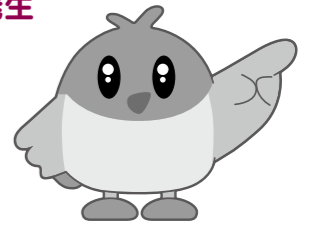
消費者問題に関する2015年の10大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

2015年は、年金情報の大量流出事件やマイナンバー制度の始動に伴い、それらに便乗した公的機関をかたる不審な電話や詐欺被害が発生しました。また、大手企業がマンションの基礎部分の杭打ちデータを改ざんしていたことが発覚するなどし、消費者の不信感が高まりました。

2015年の10大項目は以下のとおりです。

1. 公的機関をかたる詐欺的勧誘が依然高水準 高齢者がターゲットに
2. ウイルスメールにより大量の年金情報が流出
3. マイナンバー通知開始 便乗詐欺被害が発生
4. 分譲マンションの基礎杭データ改ざんが発覚 大手企業への不信感高まる
5. 決済手段の多様化によりキャッシュレスが進展 プリカ詐欺も発生
6. 消費者トラブルのグローバル化 体制整備始まる
7. 大規模自然災害相次ぐ 被害に便乗した消費者トラブルも
8. 子どもの事故 防止へ向けて引き続き取り組みを強化
9. 変わる制度 新たな制度 消費者ホットラインも「188」へ
10. 消費者関連法令 次々と見直し



電力小売全面自由化が4月1日からスタートします!

平成28年4月から、電気の小売事業について、個人の消費者向けの小売りを含め、全面的に自由化されます。事業者を選択する際にまず確認するポイントや、よくある誤解についてお知らせします。(消費者庁HPより)

しっかりチェックしましょう

- ◆ 契約する小売電気事業者を確認しましたか? → [経済産業省 小売電気事業者一覧](#) で **検索** を
- ◆ ご家庭の使用量に照らした比較になっている? → 「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークには気をつけましょう。
- ◆ 契約期間や途中解約、割引の条件は? → 事業者からよく話を聞き、詳しく確認してから契約を。

正しく知って、よく検討! 電力小売全面自由化の5つの誤解

- ◇ 誤解1 停電が起こる!? → 今までと変わりません。
- ◇ 誤解2 新たに電線が必要!? → 既存の送電線・配電線を経由して電気が送られます!
- ◇ 誤解3 3月中に契約が必要!? → あわてて契約する必要はありません。
- ◇ 誤解4 クーリング・オフはできない!? → 訪問販売・電話勧誘販売で新料金の申込みをした場合、8日以内であればクーリング・オフできます!
- ◇ 誤解5 スマートメーターは有料!? → 自由化に伴って消費者が新たな機器の購入等を求められることはありません。

電気小売自由化について知りたいときは

経済産業省ウェブサイト [エネ庁 電力小売自由化](#) で **検索** を

電力自由化専門ナビダイヤル **0570-028-555**

電話受付時間 9:00~18:00(土日祝日、年末年始を除く)

契約トラブルやクーリングオフ等の相談 県消費生活センターや最寄りの消費生活相談窓口へ